

令和 6 年 度

行政 監 査 報 告 書

「本市が事務局を担う各種団体の事務執行について」

都 城 市 監 査 委 員

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定により、行政監査を実施した。
地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、その結果について報告する。

令和 6 年 12 月 17 日

都城市監査委員 新井 克美
都城市監査委員 上之園 誠
都城市監査委員 榎木 智幸

目 次

ページ

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の対象	1
4	監査の趣旨	1
5	監査の期間	1
6	監査の着眼点	1
7	監査の実施方法	2
第2	監査の結果及び意見	3
1	第1回調査結果及び意見	3
(1)	特定団体の状況	3
ア	特定団体の概要	3
イ	特定団体の財務状況	5
ウ	特定団体の処理規程の整備状況	7
(2)	事務局の状況	8
ア	事務局の概要	8
イ	職員関与の状況	9
ウ	特定団体事務を行う理由・必要性	11
エ	事務局を担う根拠	12
2	第2回調査結果及び意見	15
(1)	準公金に係る会計事務の取扱状況	15
(2)	準公金に係る事務手続の状況	17
(3)	準公金の管理状況	24
(4)	補助金等の事務手続の状況	28
第3	まとめ	29
資料1	第1回調査団体名一覧	30
資料2	第2回調査団体名一覧	33
資料3	アンケート調査項目	35

凡 例

1 本報告書における法令及び用語の略称は、次のとおりである。

- | | |
|------------|---|
| (1) 自治法 | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。 |
| (2) 地公法 | 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）をいう。 |
| (3) 行政組織規則 | 都城市行政組織規則（平成 18 年規則第 10 号）をいう。 |
| (4) 準公金規程 | 都城市準公金取扱規程（平成 25 年度訓令第 15 号）をいう。 |
| (5) 特定団体 | 市が協議会等の事務局となり、市職員がその事務を行っている団体をいう。 |
| (6) 会則等 | 特定団体の会則・定款・規約等をいう。 |
| (7) 準公金 | 準公金規程第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「都城市財務規則(平成 18 年規則第 65 号)の規定を受けない現金、預金等(以下「現金等」という。)であって、実施機関が協議会、協会、実行委員会等の事務局となり、職員が職務上会計事務を行っている団体(……)の所有に属する現金等」をいう。 |
| (8) 準公金管理者 | 準公金規程第 6 条の規定に基づき、所属長が準公金管理者として定めた者をいう。 |
| (9) 会計担当者 | 準公金規程第 6 条の規定に基づき、所属長が準公金を取り扱う職員として定めた者をいう。 |
| (10) 分掌事務 | 行政組織規則第 7 条、都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則（平成 18 年都教委規則第 10 号）第 5 条等の規定に基づき市長、教育委員会等が定める分掌事務をいう。 |
| (11) 事務分担 | 行政組織規則第 27 条、都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則第 11 条等の規定に基づき課長等が定める事務分担をいう。 |

2 文中及び表中で用いる百分率は、原則として%の小数点以下第 2 位を四捨五入したものである。したがって、合計が 100.0%にならない場合がある。

第 1 監査の概要

1 監査の種類

自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

本市が事務局を担う各種団体の事務執行について

3 監査の対象

令和 5 年度において、市が協議会等の事務局となり、市職員がその事務を行っている団体（特定団体）を所管する課等を対象とする。

ただし、次に該当する団体は除く。

- ① 法律、条例等に基づき設置された機関・団体
- ② 市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的に、市の要綱等に基づき設置された機関・団体
- ③ 地方公共団体等で構成される団体で、持ち回りにより当番市等に事務局が置かれる団体

4 監査の趣旨

協議会や実行委員会などの各種団体の中で、公共性又は市の事務と密接な関係を有する事業を行っているものがあり、これらの中には、本市に事務局を設置し、本市の職員がその事務の全部又は一部を行っている事例が多数ある。

また、市の職員が、職務上、これら団体の会計事務を行っている事例があるため、本市はこの会計事務の取扱基準を明確にするため、準公金規程を定めている。

令和 2 年度行政監査「補助金に係る事務の執行について」において、補助金の交付団体の事務を市職員が行っており、その根拠が明確でない事例が散見された。また、監査委員監査における定期監査を実施する中で、準公金を取り扱っている事例が多数あったが、準公金に係る団体に関する取扱手続が必ずしも明らかでない団体が見受けられた。

これらの団体は、自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、私的自治の原則に基づき、団体の会則等により運営されるのであるが、本市職員がこれら団体の事務を行うに当たっては、公務との関係性を明確にするとともに、その取扱事務の透明性等が求められる。

このため、このような団体事務（特定団体事務）について、行政監査の手法を用いて組織横断的な調査を行い、その実態と問題点を明らかにすることにより、今後における特定団体事務の位置付け及び内部統制機能をより明確にし、もって、行政事務の適正性等に資することを目的として、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第 1 号）に基づき、行政監査を実施することとした。

5 監査の期間

令和 6 年 4 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

6 監査の着眼点

監査の着眼点は、次に掲げるとおりである。

- ① 市が特定団体の事務を執行する根拠はあるか
- ② 特定団体の事務取扱手続は明確であるか
- ③ 準公金の取扱いが適正に行われているか

7 監査の実施方法

特定団体の事務執行について、次の2回に分けて調査を実施した。

(1) 第1回調査（事務局設置に関する調査）

全課（課に準ずる組織を含む。）に対して、特定団体の事務に関する調査票を送付する方法により調査（以下「アンケート調査」という。）した。

アンケート調査の項目は、資料3「アンケート調査項目」（35ページ参照）のとおりである。

(2) 第2回調査（準公金に関する調査）

第1回調査「特定団体の事務の内容」（第2の1の（2）イ（ア）（9ページ参照））において、「会計事務」と回答した73団体（資料2「第2回調査団体名一覧」（33ページ参照））を所管する課等に対して、会計に係る事務手続、現金、通帳等の管理状況について、聞き取り方法による調査（以下「ヒアリング調査」という。）及び現金等の現物確認の方法による調査（以下「実地調査」という。）を実施した。

なお、準公金規程に則した事務が励行されているかについても調査した。

第2 監査の結果及び意見

1 第1回調査結果及び意見

(1) 特定団体の状況

ア 特定団体の概要

(ア) 特定団体の状況

所管部局別の特定団体についてアンケート調査を行った。

その集計結果は、資料1「第1回調査団体名一覧」(30ページ参照)のとおりである。

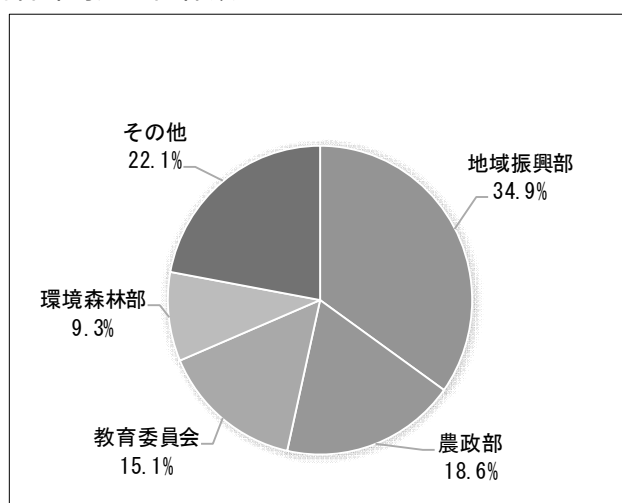
(イ) 所管部局別の団体数

所管部局別の団体数を集計したものは、【表1】のとおりである。

最も多い所管部局は地域振興部(30団体)であり、そのうち、総合支所が24団体(高崎7団体、山之口6団体、山田6団体、高城5団体)であった。

【表1】所管部局別の団体数

所属部局	団体数	構成比 (%)
地域振興部	30	34.9
農政部	16	18.6
教育委員会	13	15.1
環境森林部	8	9.3
観光スポーツPR部	3	3.5
消防局	3	3.5
総合政策部	2	2.3
総務部	2	2.3
福祉部	2	2.3
健康部	2	2.3
土木部	2	2.3
選挙管理委員会	2	2.3
商工部	1	1.2
合計	86	100.0



※ 「所管部局」は令和6年4月1日現在の名称による。

(ウ) 特定団体の会則等の有無

特定団体の会則等の有無に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 2】のとおりである。

全ての特定団体で会則等が整備されていた。

【表 2】特定団体の会則等の有無

区分	団体数	構成比 (%)
有	86	100.0
無	0	0.0
合計	86	100.0

(エ) 特定団体の法人格の有無

特定団体の法人格の有無に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 3】のとおりである。

法人格を有している特定団体は皆無であった。

【表 3】特定団体の法人格の有無

区分	団体数	構成比 (%)
有	0	0.0
無	86	100.0
合計	86	100.0

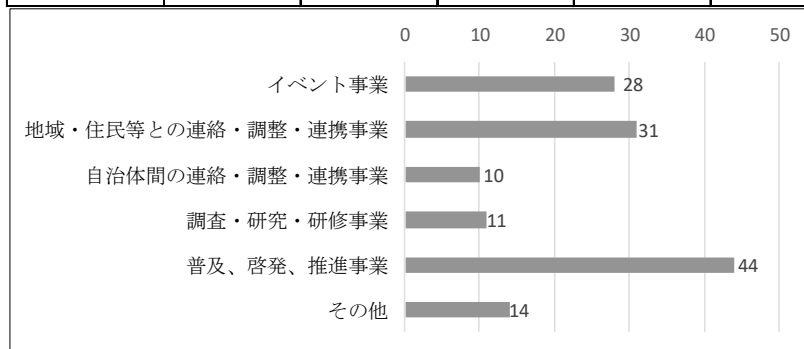
(オ) 特定団体の設立目的

特定団体の会則等において記載されている当該団体の設立目的に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 4】のとおりである。

全ての特定団体が、非営利目的であった。

【表 4】特定団体の設立目的（複数選択）

区分	イベント事業	地域・住民等との連絡・調整・連携事業	自治体間の連絡・調整・連携事業	調査・研究・研修事業	普及、啓発、推進事業	その他	合計
団体数	28	31	10	11	44	14	138
構成比 (%)	20.3	22.5	7.2	8.0	31.9	10.1	100.0



(カ) 特定団体の代表者

特定団体の代表者に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 5】のとおりである。

市職員が代表者となっている特定団体は 26 団体（30.2%）であった。

【表 5】特定団体の代表者

区分	団体数	構成比 (%)
市職員（特別職）	16	18.6
市職員（一般職）	10	11.6
市職員以外	60	69.8
合計	86	100.0

(キ) 特定団体設立後の経過年数

特定団体設立後の経過年数に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 6】のとおりである。

設立後 20 年以上経過している特定団体は 35 団体（40.7%）であった。

【表 6】特定団体設立後の経過年数

区分	団体数	構成比 (%)
10年未満	7	8.1
10年以上～20年未満	37	43.0
20年以上～30年未満	8	9.3
30年以上	27	31.4
不明	7	8.1
合計	86	100.0

イ 特定団体の財務状況

(ア) 補助金等

a 補助金、交付金及び負担金

市から特定団体に支出された補助金、交付金及び負担金（令和 4 年度）の有無に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 7】のとおりである。

市から補助金等を受けている特定団体は 55 団体（64.0%）であった。

【表 7】補助金等の有無

区分	団体数	構成比 (%)
有	55	64.0
無	31	36.0
合計	86	100.0

b 委託料

市から特定団体に支出された委託料（令和4年度）の有無に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表8】のとおりである。

市から委託業務を受けている特定団体は20団体（23.3%）であった。

なお、この20団体のうち4団体は、補助金等の交付を併せて受けていた。

【表8】委託料の有無

区分	団体数	構成比（%）
有	20（4）	23.3
無	66（51）	76.7
合計	86（55）	100.0

（注）括弧内は、市から補助金等の交付を受けている団体数で、内数である。

（イ）特定団体の決算規模等

a 決算規模

令和4年度の特定団体の決算規模（支出）に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表9】のとおりである。

決算規模（支出）が100万円未満の特定団体は55団体（64.0%）であった。

【表9】決算規模



b 積立金

令和4年度末における積立金に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表10】のとおりである。積立金がある特定団体は7団体（8.1%）であった。

なお、最も高額な積立額は、1,885,575円であった。

【表10】積立金

区分	団体数	構成比（%）
有	7	8.1
無	79	91.9
合計	86	100.0

ウ 特定団体の処理規程の整備状況

(ア) 事務処理規程の有無

特定団体の事務処理に関する規程の有無に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 11】のとおりである。

事務処理規程を作成していない特定団体は 80 団体（93.0%）であった。

【表 11】特定団体の事務処理規程の有無

区分	団体数	構成比（%）
有	6	7.0
無	80	93.0
合計	86	100.0

(イ) 会計規程の有無

特定団体の会計に関する規程の有無に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 12】のとおりである。

会計規程を作成していない特定団体は 75 団体（87.2%）であった。

なお、「有」と回答した 11 団体について、提出を受けた特定団体の会計規程の内容を確認したところ、4 団体については、報酬、旅費、弔慰金、積立金等の取扱いに関する規定のみであった。

【表 12】特定団体の会計規程の有無

区分	団体数	構成比（%）
有	11	12.8
無	75	87.2
合計	86	100.0

(2) 事務局の状況

ア 事務局の概要

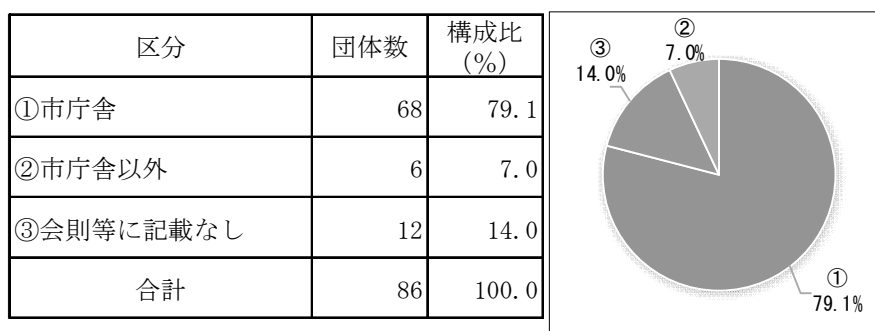
(ア) 特定団体事務局の設置

会則等に規定されている特定団体事務局の設置場所に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 13】のとおりである。

会則等に定める事務局設置場所が市庁舎である特定団体は 68 団体（79.1%）であった。

会則等の記載内容によると、事務局を〇〇課（内）に置く旨を定めている特定団体が大半であった。

【表 13】 特定団体事務局の設置場所



(イ) 特定団体事務局長

特定団体の事務の責任者（事務局長）に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 14】のとおりである。

市職員が事務局長を担当している特定団体は 62 団体（72.1%）であった。

【表 14】 特定団体事務局長

区分	団体数	構成比 (%)
市職員	62	72.1
市職員以外	24	27.9
合計	86	100.0

(ウ) 特定団体事務局の市職員従事者数

特定団体事務局の職員のうち市職員の従事者数に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 15】のとおりである。

特定団体事務局の職員のうち市職員の従事する延べ人数は、248 人であった。

【表 15】特定団体事務局の市職員数

区分	団体数	構成比 (%)
1 人	23	26.7
2 人	20	23.3
3 人	20	23.3
4 人	12	14.0
5 人以上	11	12.8
合計	86	100.0

イ 職員関与の状況

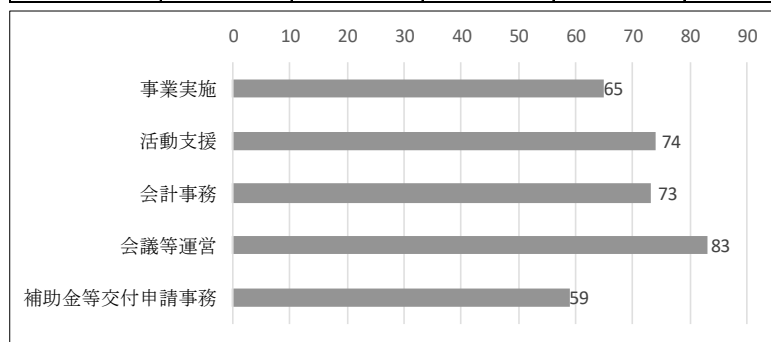
(ア) 特定団体事務の内容

特定団体の事務に関する市職員の具体的な事務内容に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 16】のとおりである。

市職員が特定団体（86 団体）の事務を行っている内容は、事業自体を行っているものが 65 団体（75.6%）、事業活動の支援を行っているものが 74 団体（86.0%）、会計事務を行っているものが 73 団体（84.9%）、会議等の運営を行っているものが 83 団体（96.5%）、そして補助金等交付申請事務を行っているものが 59 団体（68.6%）であった。

【表 16】特定団体事務の内容（複数選択）

区分	事業実施	活動支援	会計事務	会議等運営	補助金等交付申請事務
団体数(a)	65	74	73	83	59
$(a/86) \times 100$	75.6	86.0	84.9	96.5	68.6



(イ) 特定団体事務従事時間数

特定団体の事務に従事した市職員の年間延べ時間数に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 17】のとおりである。

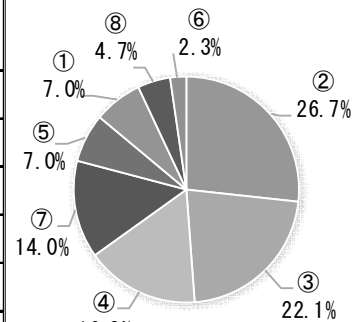
50 時間以上 100 時間未満の団体は 23 団体（26.7%）であり、100 時間以上 200 時間未満の団体は 19 団体（22.1%）であった。

なお、上記アンケート調査の結果によれば、特定団体の事務に従事した市職員の年間延べ時間数は 25,018 時間となる。これは、次の計算式により算出すると、職員 13.3 人の事務量となり、財政課の職員数（13 人）に相当する。

計算式 25,018 時間 ÷ 7.75 時間（1 日勤務時間数）÷ 243 日（令和 5 年度年間勤務日）

【表 17】特定団体事務従事時間数（年間延べ時間）

区分	団体数	構成比 (%)
①50時間未満	6	7.0
②50時間以上100時間未満	23	26.7
③100時間以上200時間未満	19	22.1
④200時間以上300時間未満	14	16.3
⑤300時間以上400時間未満	6	7.0
⑥400時間以上500時間未満	2	2.3
⑦500時間以上1,000時間未満	12	14.0
⑧1,000時間	4	4.7
合計	86	100.0



ウ 特定団体事務を行う理由・必要性

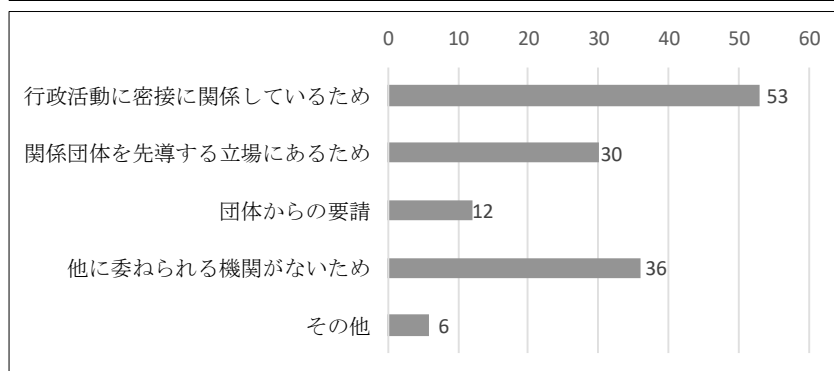
(ア) 特定団体事務を行う理由

市職員が特定団体の事務を行っている理由に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 18】のとおりである。

「行政活動に密接に関係しているため」は 53 団体、「関係団体を先導する立場にあるため」は 30 団体となっており、多くが公益目的を達成するため、特定団体としていることがうかがわれる。

【表 18】市職員が特定団体の事務を行っている理由（複数選択）

区分	行政活動に密接に関係しているため	関係団体を先導する立場にあるため	団体からの要請	他に委ねられる機関がないため	その他
団体数(a)	53	30	12	36	6
(a/86)×100	61.6	34.9	14.0	41.9	7.0



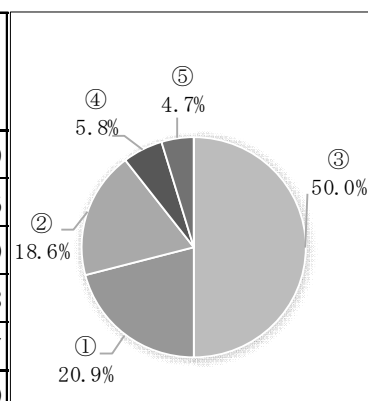
(イ) 特定団体事務継続の必要性

今後も引き続き特定団体の事務を市職員が担うことの必要性に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 19】のとおりである。

市が今後とも特定団体の事務を担うことについては、「当然」とする意見が 18 団体、「望ましい」とする意見が 16 団体、「止むを得ない」とする意見が 43 団体であった。今後とも特定団体の事務を担うことに肯定的な意見が大半である。

【表 19】特定団体事務継続の必要性

区分	団体数	構成比 (%)
①当然、本市が担うべきである	18	20.9
②本市が担うことが望ましい	16	18.6
③本市が担うのは止むを得ない	43	50.0
④団体に委ねるべき	5	5.8
⑤本市でも団体でもどちらでもよい	4	4.7
⑥その他	0	0.0
合計	86	100.0



エ 事務局を担う根拠

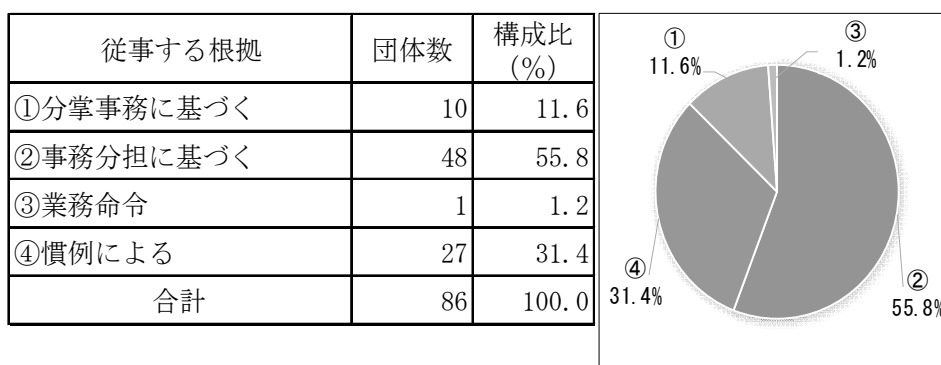
(ア) アンケート調査結果

特定団体の事務に市職員が従事する根拠に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表 20】のとおりである。

「分掌事務に基づく」ものは 10 団体、「事務分担に基づく」ものは 48 団体、「慣例による」ものは 27 団体であった。

なお、「分掌事務に基づく」ものとは、行政組織規則第 7 条等に規定する分掌事務をいい、例えば、「国スポ・障スポ推進課」において、「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会の事務局業務に関すること」と規定している。また、「事務分担に基づく」ものとは、行政組織規則第 27 条等の規定に基づき課長等が定める事務分担をいい、例えば、「環境業務課」において、分掌事務「ごみ減量化及び再資源化事業の企画及び立案に関すること」の事務分担として「4 R 推進協議会事務局に関すること」と規定している。

【表 20】市職員が特定団体事務に従事する根拠



(イ) 分掌事務又は事務分担における表記

上記（ア）のアンケート調査結果を踏まえ、分掌事務及び事務分担について、特定団体に関する規定内容を調査した結果は【表 21】のとおりである。

これによると、市長、教育委員会等が定めた「分掌事務」において、「〇〇団体に関する」と表記している団体が 8 団体、「〇〇団体の事務局業務に関する」と表記している団体が 1 団体、「〇〇団体の事務局に関する」と表記している団体が 1 団体であった。

また、課長等が定めた「事務分担」において、「〇〇団体に関する」と表記している団体が 24 団体、「〇〇団体の運営に関する」と表記している団体が 20 団体、「〇〇業務に関する」と表記している団体が 15 団体、「〇〇団体の事務局に関する」と表記している団体が 1 団体、その他の表記をしている団体が 11 団体であった。

なお、アンケート調査では「慣例による」と回答したものは 27 団体であったが、このうち 22 団体については、「事務分担」に規定していることを確認した。

【表 21】分掌事務又は事務分担における記載内容

区分	分掌事務の 規定内容	事務分担の 規定内容
〇〇団体の事務局業務に関する	1	0
〇〇団体に関する	8	24
〇〇団体の事務局に関する	1	1
〇〇団体の運営に関する	0	20
〇〇団体の指導、育成に関する	0	6
〇〇団体事務	0	1
〇〇団体の庶務	0	1
〇〇団体の支援に関する	0	1
〇〇団体との連絡調整に関する	0	1
〇〇団体に係る会議に関する	0	1
〇〇業務に関する（団体名記載なし）	0	15
合 計	10	71

(ウ) 問題点

市の施策と密接に関連する事業について、非営利団体を通じて機動的に事務を執行することは、行政の効率化等に資すると考えられる。この場合の行政手法として、金銭を交付する方法（補助金等）のほかに、市の職員が団体事務を支援する方法（人的援助）が考えられる。

補助金等の交付については、都城市補助金等交付規則（平成 18 年規則第 64 号）及びこの規則を受けた各種補助金交付要綱が定められ、法的根拠が明確である。

これに対して、特定団体の事務に関する人的援助については、その法的根拠が明確とはいえない。この結果、職務専念義務（地公法第 35 条）との関係や市職員が団体事務を行っている際に負傷等があった場合の公務災害補償（同法第 45 条）適用について疑義が生じる。

これに加えて、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条が適用されるときには公務員

個人は被害者に対し直接責任を負わないとするのが判例である（昭和 30 年 4 月 19 日最高裁判所第三小法廷判決）のに対して、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条に基づく賠償請求は、職員本人に対して可能であるから、市職員が特定団体の事務を行う場合には、公務であることを明確にしておく必要がある。

以上のことに鑑みれば、市の施策と密接に関連する事業について、非営利団体の事務を市職員が支援することに一定の合理性が認められる。しかし、この場合、特定団体の事務が市の行うべき事務であることについて、市長、教育委員会等の権限に属する事務に関して定めた「規則」（自治法第 15 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条等）において、明確にすることが求められる。

2 第2回調査結果及び意見

(1) 準公金に係る会計事務の取扱状況

ア 第2回調査の実施

準公金規程第2条第1項第2号は、市が特定団体の事務局となり、市職員が職務上会計事務を行っている特定団体の所有に属する現金等を準公金と定義している。

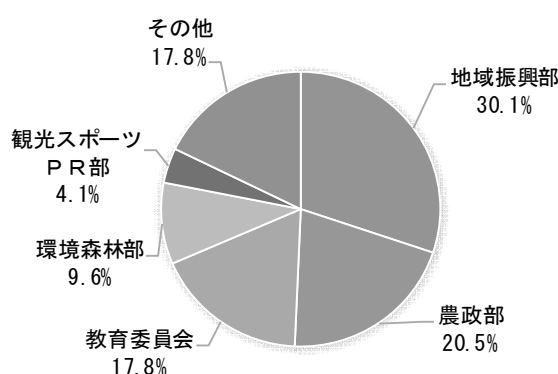
第2回調査は、第1回調査「特定団体の事務の内容」(第2の1の(2)イ(ア)(9ページ参照))において、「会計事務」と回答した73団体(資料2「第2回調査団体名一覧」(33ページ参照))を所管する課等に対して、会計に係る事務手続、準公金の管理状況について、ヒアリング調査及び実地調査の方法により行った。

イ 所属部局別の団体数

市職員が特定団体の会計事務を行っている団体数について、所管部局別に集計したものは、【表22】のとおりである。

【表22】所管部局別の団体数（令和5年度）

所属部局	団体数	構成比 (%)
地域振興部	22	30.1
農政部	15	20.5
教育委員会	13	17.8
環境森林部	7	9.6
観光スポーツPR部	3	4.1
総合政策部	2	2.7
総務部	2	2.7
福祉部	2	2.7
土木部	2	2.7
選挙管理委員会	2	2.7
消防局	2	2.7
健康部	1	1.4
合計	73	100.0



※ 「所管部局」は令和6年4月1日現在の名称による。

ウ 会計事務に従事している市職員数

準公金に係る会計事務に従事している市職員数についてヒアリング調査を行った。その集計結果は【表 23】のとおりである。

準公金に係る会計事務について、市職員が 1 人で従事している特定団体は 63 団体（86.3%）であった。

【表 23】会計事務に従事している市職員数

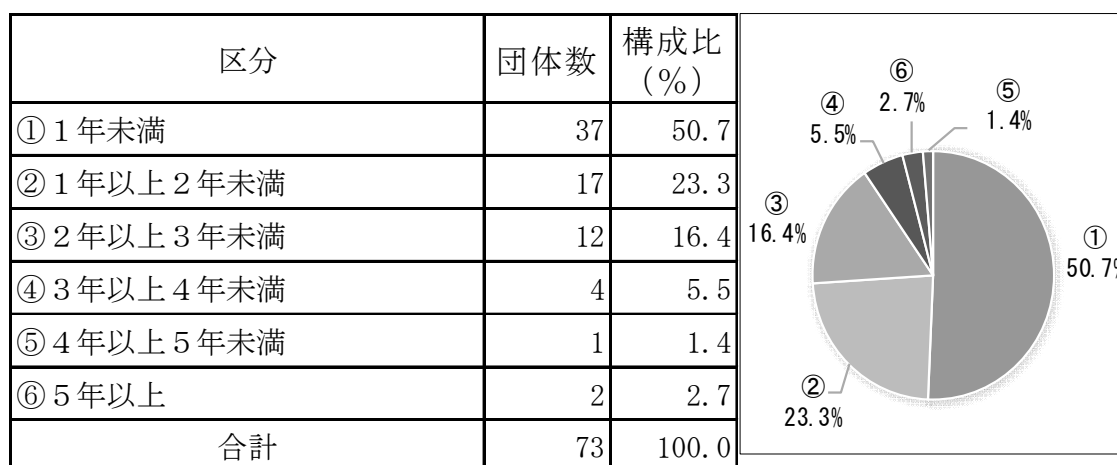


エ 会計事務従事職員の担当年数

準公金に係る会計事務に従事している職員の担当年数（令和 6 年 4 月 1 日現在）についてヒアリング調査を行った。その集計結果は【表 24】のとおりである。

準公金に係る会計事務に従事している職員の担当年数が 1 年未満の特定団体は 37 団体（50.7%）であった。

【表 24】会計事務に従事している年数



(2) 準公金に係る事務手続の状況

ア 準公金会計事務届出書の提出

準公金規程第5条は、所属長は準公金を取扱うときはあらかじめ準公金会計事務届出書(様式第1号)を市長等に提出すべき旨を、規定している。

準公金会計事務届出書の提出の有無について実地調査を行った。その集計結果は【表25】のとおりである。

準公金会計事務届出書が提出されている特定団体は70団体(95.9%)であった。

【表25】準公金会計事務届出書の提出

区分	団体数	構成比(%)
有	70	95.9
無	3	4.1
合計	73	100.0

イ 特定団体の会計処理に関する規程の有無

準公金規程第7条は、準公金管理者は自らの役割と責任を自覚し準公金に係る会計事務の方法並びに収入調書、支出調書及び金銭出納簿の様式を定めるべき旨を、規定している。

(ア) アンケート調査結果

特定団体の会計に関する規程の有無に関するアンケート調査を行った。その集計結果は【表26】のとおりである。

会計規程を整備していない特定団体は63団体(86.3%)であった。

【表26】特定団体の会計規程の有無

区分	団体数	構成比(%)
有	10	13.7
無	63	86.3
合計	73	100.0

(イ) 問題点

特定団体は、一定の目的を持った人の集まり(社団)であるから、当該団体の目的を達成するための規律(会則等)を作成することが必要である。そして、団体の経理については、その統一性及び明確性を確保するため、会計事務の取扱手続が明確であることが必要である。

市職員は、市の会計事務について都城市財務規則(平成18年規則第65号)等に基づいて行っているのと同様に、特定団体の会計事務を行うに当たっては当該特定団体が定めた会計事務取扱手続に関するルールに基づいて行うことになる。そうすると、特定団体の会計事務の取扱手続が明確でない場合には、市職員は、特定団体の会計事務をどのように処理しているのか疑問である。

なお、準公金規程第7条第2号は、準公金管理者は、「準公金に係る会計事務の方法」並びに「収入調書、支出調書及び金銭出納簿の様式」を定めなければならない旨を規定している。団体に関する会計事務の方法や会計帳簿様式を定めることは、団体が行うことである（私的自治の原則）から、上記規定は、準公金管理者がこれらの方法及び様式等を定めることを特定団体に指導する趣旨であろう。

ウ 会計事務に係る作成帳票

準公金規程第7条第2号は、準公金に係る会計事務の方法並びに収入調書、支出調書及び金銭出納簿の様式を定めるべき旨を、規定している。

準公金の会計事務に係る作成帳票の有無について実地調査を行った。その集計結果は【表27】のとおりである。

収入調書を作成している特定団体は39団体（53.4%）、支出調書を作成している特定団体は65団体（89.0%）、金銭出納簿を作成している特定団体は54団体（74.0%）であった。

【表27】 会計事務に係る作成帳票の有無

区分	収入調書		支出調書		金銭出納簿		その他 ※	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
有	39	53.4	65	89.0	54	74.0	26	35.6
無	34	46.6	8	11.0	19	26.0	47	64.4
合計	73	100.0	73	100.0	73	100.0	73	100.0

※「その他」は、切手等金券類受払簿、備品台帳、予算整理簿、還付調書、戻入調書等である。

エ 会計諸帳簿の点検者及び頻度

準公金規程第7条第3号は、準公金管理者は自らの役割と責任を自覚し準公金に係る収入、支出及び精算の行為について適正に処理されているかどうかを確認するとともに、年2回以上定期的に出納に関する関係書類を点検しその結果を所属長に報告すべき旨を、規定している。

会計諸帳簿の点検者についてヒアリング調査を行った。その集計結果は【表28】のとおりである。準公金管理者が点検している特定団体は54団体（74.0%）であった。

次に、準公金管理者が会計諸帳簿を点検している54団体を対象として、会計諸帳簿の点検の頻度について、ヒアリング調査を行った。その集計結果は【表29】のとおりである。年に2回以上点検している特定団体は15団体（27.8%）に過ぎなかった。

【表28】会計諸帳簿の点検者

区分	団体数	構成比（%）
準公金管理者	54	74.0
準公金管理者以外	7	9.6
点検なし	12	16.4
合計	73	100.0

【表29】会計諸帳簿の点検の頻度

区分	団体数	構成比（%）
月に1回程度	12	22.2
四半期に1回程度	2	3.7
半年に1回程度	1	1.9
1年に1回程度	39	72.2
合計	54	100.0

オ 決裁の状況

準公金規程第8条第2号は、会計担当者は、①準公金の収入又は支出に際してはあらかじめ収入調書、支出調書の書類を作成すること、②準公金管理者の確認を経ること、③当該準公金について決裁権者の決裁を受けることを、それぞれ規定している。

なお、準公金規程第6条は、所属長は準公金ごとに準公金管理者及び会計担当者を定めること、準公金管理者は所属の副課長又は主幹以上の職にある者をもって充てること、そして、会計担当者は所属職員の中から選任することを、それぞれ規定している。

（ア）調査結果

準公金規程第8条第2号に規定する上記②の「準公金管理者の確認」の有無について、収入調書及び支出調書を確認する方法により実地調査を行った。実地調査の具体的方法は、特定団体の収入調書及び支出調書に準公金管理者の確認印があるか否かによった。その集計結果は【表30】のとおりである。

上記②の確認を経ている特定団体は、収入調書について22団体（30.1%）、支出調書について32団体（43.8%）であった。

次に、上記③の決裁の有無について実地調査を行った。実地調査の方法は、特定団体の収入調書及び支出調書に決裁権者の決裁印があるか否かによった。その集計結果は【表31】のとおりである。

上記③の決裁を受けている特定団体は、収入調書について37団体（50.7%）、支出調書について50団体（68.5%）であった。

さらに、収入については上記③の決裁を受けている37団体を対象として、また、支出については同50団体を対象として、それぞれ団体の会計帳票の決裁権者が市の職員か否かについ

ての実地調査を行った。実地調査の方法は、特定団体の収入調書及び支出調書における「決裁権者」によった。その集計結果は【表 32】のとおりである。市職員以外の者を決裁権者としている特定団体は、収入調書の決裁について 22 団体（59.5%）、支出調書の決裁について 25 団体（50.0%）であった。

【表 30】準公金管理者の確認

区分	収入調書		支出調書	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
有	22	30.1	32	43.8
無	51	69.9	41	56.2
合計	73	100.0	73	100.0

【表 31】決裁権者の決裁

区分	収入調書		支出調書	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
有	37	50.7	50	68.5
無	36	49.3	23	31.5
合計	73	100.0	73	100.0

【表 32】決裁権者

区分	収入調書		支出調書	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
市職員	15	40.5	25	50.0
市職員以外	22	59.5	25	50.0
合計	37	100.0	50	100.0

（イ）問題点

準公金規程は、都城市財務規則の適用を受けない現金、預金等であって、実施機関（市長等）に協議会等の団体の事務局を置き、市職員が職務上その会計事務を行っているものを「準公金」と定義し、その取扱いの基本方針及び手続に関し必要な事項を規定している。

ところで、準公金の取扱手続と特定団体の会計手続とは別個のものである。そうすると、特定団体の保有する現金、預金等（＝準公金）は、公金ではないから、準公金に対し、都城市財務規則による決裁手続上の規制は及ばない。準公金の会計手続は、各特定団体の会計規程等に定める決裁手続に基づき、当該団体の責任において行うことになる。

次に、「準公金」は、特定団体の会計について、市職員が、「職務上」事務処理していることに鑑みると、その取扱手続の適正性ととも透明性が求められている。このため、市は、準公金規程を定め、準公金の取扱手続について明確な基準を設けているのである。

このような観点から準公金規程の内容を検討してみると、同規程第 7 条は、準公金管理者に対し「準公金に係る会計事務の方法並びに収入調書、支出調書及び金銭出納簿の様式を定めること」を求めているが、これらの事項は、本来、各特定団体において定められるべきものである。

また、準公金規程第 8 条は、会計担当者は、準公金の収入又は支出に際して、準公金管理者の確認を経ること及び準公金について決裁権者の決裁を受けることを規定している。この「準公金管理者の確認」とは具体的にどのような手続が明らかでなく、また、この「決裁権者」と

は特定団体の決裁権者なのか、準公金取扱いの決裁権者なのか明らかでない。

このように、個別具体的な事項について準公金規程に基づく準公金の取扱いを検討してみると、同規程の内容には、特定団体の会計事務手続との混同や、明確性を欠く表現が若干見受けられる。準公金規程の見直しが求められよう。

カ 準公金会計書類の保存期間

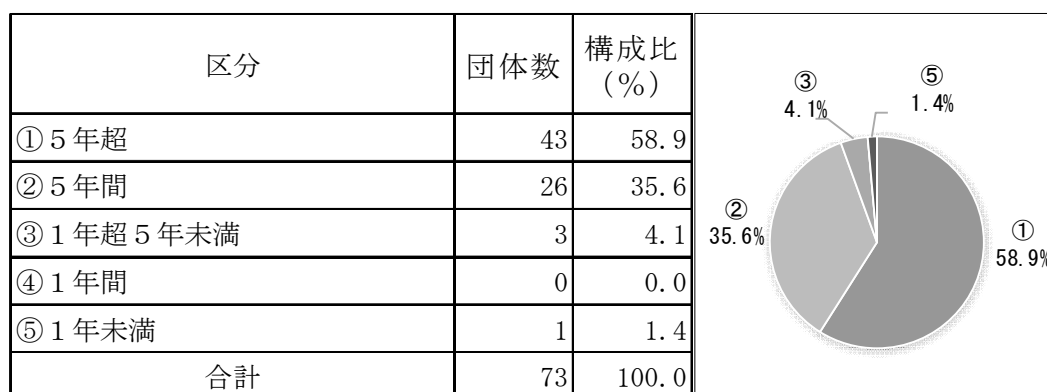
準公金規程第8条第4号は、会計担当者は準公金会計事務の関係書類を5年間保存するべき旨を定めている。

準公金会計書類の保存期間についてヒアリング調査を行った。その集計結果は【表33】のとおりである。

準公金会計書類を5年以上保存している特定団体は、69団体（94.5%）であった。

なお、「1年未満」との回答は、「書類は一時的な借用で、団体に返還しており、市では保存していない」との説明であった。しかし、準公金規程は準公金会計書類を5年間保存する旨を規定しているから、この書類を団体に返還することはできないと解される。

【表33】 準公金会計書類の保存年限



キ 事務引継書の作成

準公金規程第8条第5号は、会計担当者は人事異動等により会計事務を引き継ぐ場合には預貯金通帳、帳簿その他の関係書類を添えた引継書を作成して引継ぎを行うべき旨を、規定している。

会計担当者が交代する際の事務引継書作成の有無について実地調査を行った。その集計結果は【表34】のとおりである。

事務引継書を作成していない特定団体は8団体（11.0%）であった。

【表34】 事務引継書の作成

区分	団体数	構成比 (%)
有	65	89.0
無	8	11.0
合計	73	100.0

ク 決算報告書類

準公金規程第 10 条第 1 項は、会計担当者は協議会等の会計年度終了後速やかに決算報告書類を作成し準公金管理者に報告すべき旨を定めており、同条第 2 項は、会計担当者から決算報告書類の報告を受けた準公金管理者は内容の点検を行い所属長に報告すべき旨を、それぞれ規定している。

(ア) 決算報告書類の作成者

決算報告書類の作成者についてヒアリング調査を行った。その集計結果は【表 35】のとおりである。

決算報告書の作成(準公金規程第 10 条第 1 項)は、全ての特定団体において行われていた。

【表 35】 決算報告書類の作成者

区分	団体数	構成比 (%)
市職員 (会計担当者)	73	100.0
団体職員	0	0.0
合計	73	100.0

(イ) 決算報告書類の点検者 (市職員)

決算報告書類の点検者 (市職員) についてヒアリング調査を行った。その集計結果は【表 36】のとおりである。

準公金管理者による決算報告書類の内容の点検 (準公金規程第 10 条第 2 項) については、12 団体 (16.4%) において実施されていなかった。

【表 36】 決算報告書類の点検者 (市職員)

区分	団体数	構成比 (%)
準公金管理者	61	83.6
準公金管理者以外の職員	5	6.8
点検なし	7	9.6
合計	73	100.0

ケ 監事の設置

準公金規程第 11 条は、準公金管理者は協議会等の監事に決算報告書及び関係書類を提出し監査を受ける旨を、規定している。

特定団体における監事設置の有無について実地調査を行った。監事の設置状況については、監査報告書類を確認する方法により調査した。その集計結果は【表 37】のとおりである。全ての団体において監事を設置していた。

次に、市職員が監事に就任しているかについて、実地調査を行った。その集計結果は【表 38】のとおりである。市職員が監事になっている特定団体は 7 団体（9.6％）であった。

【表 37】 監事設置の有無

区分	団体数	構成比 (%)
有	73	100.0
無	0	0.0
合計	73	100.0

【表 38】 団体における監事

区分	団体数	構成比 (%)
市職員	4	5.5
団体構成員	66	90.4
市職員及び団体構成員	3	4.1
合計	73	100.0

コ 準公金管理状況報告書の提出

準公金規程第 12 条は、所属長は協議会等の会計事務について関係書類を検査し準公金管理状況報告書(様式第 2 号)を毎年 5 月末日までに市長等に提出すべき旨を、規定している。

準公金管理状況報告書の提出の有無について実地調査を行った。その集計結果は【表 39】のとおりである。

市長等へ準公金管理状況報告書を提出していない特定団体は 3 団体（4.1％）であり、これらは、いずれも準公金会計事務届出書の提出がない団体（17 ページ【表 25】参照）であった。

【表 39】 準公金管理報告書の提出

区分	団体数	構成比 (%)
有	70	95.9
無	3	4.1
合計	73	100.0

(3) 準公金の管理状況

ア 預貯金通帳の管理状況

(ア) 預貯金通帳の有無

特定団体において当該団体名義の預貯金通帳を有しているかについて実地調査を行った。その集計結果は【表 40】のとおりである。

全ての団体において、当該団体名義の預貯金通帳を有していた。

【表 40】 預貯金通帳の有無

区分	団体数	構成比 (%)
有	73	100.0
無	0	0.0
合計	73	100.0

(イ) 預貯金通帳の保管場所

準公金規程第9条第1号は、預貯金通帳は所属長が指定する者が管理し会計課金庫又は所属長が指定する場所に施錠保管すべき旨を、規定している。

預貯金通帳の保管場所及び施錠の有無について実地調査を行った。その集計結果は【表 41】のとおりである。

【表 41】 預貯金通帳の保管場所

区分	団体数	
	業務時間内	業務時間外
机の引き出しに保管	0 (0)	0 (0)
課内キャビネットに保管	17 (6)	17 (17)
手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管	2 (0)	0 (0)
手提げ金庫に入れ、机上で保管	2 (0)	0 (0)
手提げ金庫に入れ、課内キャビネットに保管	32 (20)	26 (26)
課内金庫で保管	18 (15)	22 (22)
団体が保管	0 (-)	0 (-)
会計課等金庫に保管	2 (-)	8 (-)
合計	73 (41)	73 (65)

(注) 括弧内は、施錠をしている団体数で、内数である。

(ウ) 口座届出印の保管場所

準公金規程第9条第2号は、預貯金通帳の口座届出印は所属長又は準公金管理者が厳重に施錠管理を行うべき旨を、規定している。

口座届出印の保管場所及び施錠の有無について実地調査を行った。その集計結果は【表 42】のとおりである。

【表 42】 口座届出印の保管場所

区分	団体数
机の引き出しに保管	18 (16)
課内キャビネットに保管	25 (25)
手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管	7 (6)
手提げ金庫に入れ、課内キャビネットに保管	8 (8)
課内金庫で保管	14 (14)
団体が保管	0 (-)
会計課等金庫に保管	0 (-)
その他	1 (0)
合計	73 (69)

(注) 括弧内は、施錠をしている団体数で、内数である。

(エ) 預貯金通帳及び口座届出印の管理

準公金規程第9条は、預貯金通帳は所属長が指定する者が管理し会計課金庫又は所属長が指定する場所に施錠保管し、口座届出印は所属長又は準公金管理者が厳重に施錠管理を行い預貯金通帳及び口座届出印の管理は別々の職員で行うべき旨を、規定している。

預貯金通帳及び口座届出印について次のヒアリング調査を行った。その結果は、預貯金通帳と口座届出印の管理者【表43】及び預貯金通帳と口座届出印の管理者の区別【表44】のとおりである。

預貯金通帳及び口座届出印を同一の者が管理している特定団体は10団体(13.7%)であった。

【表43】 預貯金通帳と口座届出印の管理者

区分	預貯金通帳 の管理者		口座届出印 の管理者	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
所属長（準公金管理者）	10	13.7	32	43.8
所属長（準公金管理者以外）	5	6.8	5	6.8
所属長以外の準公金管理者	6	8.2	28	38.4
会計担当者	47	64.4	7	9.6
その他	5	6.8	1	1.4
合計	73	100.0	73	100.0

【表44】 預貯金通帳と口座届出印の管理者の区別

区分	団体数	構成比 (%)
同一の職員	10	13.7
別の職員	63	86.3
合計	73	100.0

(オ) キャッシュカードの有無

準公金規程第8条第3号は、「口座に係るキャッシュカードは、作成しないこと」と規定している。

キャッシュカードの有無についてヒアリング調査を行った。その集計結果は【表45】のとおりである。

全ての特定団体において、キャッシュカードを保有していなかった。

【表45】キャッシュカードの有無

区分	団体数	構成比 (%)
有	0	0.0
無	73	100.0
合計	73	100.0

(カ) インターネットバンキングの利用

インターネットバンキングの利用の有無についてヒアリング調査を行った。その集計結果は【表46】のとおりである。

準公金規程においてインターネットバンキングに関する規定はないが、2団体(2.7%)が利用していた。

【表46】インターネットバンキングの利用

区分	団体数	構成比 (%)
有	2	2.7
無	71	97.3
合計	73	100.0

(4) 補助金等の事務手続の状況

ア 補助金等交付申請事務の有無

市職員が特定団体の会計事務を行っている 73 団体（第 2 の 2 の（1）ア（15 ページ参照）を対象として、市職員が市に対する補助金等の交付申請事務を行っているか否かについて実地調査を行った。その集計結果は【表 47】のとおりである。

市職員が市に対する補助金等の交付申請事務を行っている特定団体は 43 団体（58.9%）であった。

【表 47】 補助金等交付申請事務の有無

区分	団体数	構成比 (%)
有	43	58.9
無	30	41.1
合計	73	100.0

イ 補助金等の交付申請事務と交付事務の従事者

上記アで「有」と回答した 43 団体を対象として、市に対する補助金等の交付申請事務（団体の事務）と市からの補助金等交付事務（市の行政事務）を同一の市職員が行っているかについて実地調査を行った。その集計結果は【表 48】のとおりである。

同一の市職員がこれらの事務を行っている特定団体は 30 団体（69.8%）であった。

補助金交付決定等の事務を行う職員が、併せて当該補助金の申請手続を行うことについては、行政事務の適法性、透明性等に留意することが求められる。

【表 48】 補助金等の交付申請事務と交付事務の従事者

区分	団体数	構成比 (%)
別の職員が担当	13	30.2
同じ職員が担当	30	69.8
合計	43	100.0

第3 まとめ

今回の行政監査は、特定団体の事務の執行について、①市が特定団体の事務を執行する根拠はあるか、②特定団体の事務取扱手続は明確であるか、③準公金の取扱いは適正に行われているかを着眼点として、実態の把握と検証を行った。

上記3つの着眼点についての意見は、以下のとおりである。

なお、本市が事務局を担う各種団体の事務における実態及び問題点について、それぞれの箇所で述べた。

① 市が特定団体の事務を執行する根拠について

本市が各種団体の事務局を担い本市の職員が当該団体の事務に従事する場合、職務専念義務（地公法第35条）に関する問題、公務災害補償（同法第45条）に関する問題、損害賠償責任（国家賠償法第1条、民法第709条）に関する問題を考慮する必要がある。そのため、この場合には、当該事務について市が執行すべき職務であることを、市長、教育委員会等の権限に属する事務に関して定めた規則（自治法第15条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条等）において、明確にすることが求められる。

② 特定団体の事務取扱手続の明確化について

特定団体は、自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、私的自治の原則に基づき、団体の会則等により運営されるものである。一方、市職員が特定団体の事務を行うに当たっては、公務との関係性を明確にするとともに、当該特定団体の事務取扱手続（会計処理を含む。）が明確であることが必要である。したがって、市長等は、準公金規程とは別に、特定団体に対し、これら規程の整備を指導することが望まれる。

③ 準公金の取扱手続の適正化について

準公金規程は、特定団体の現金、預金等の取扱いに関するものであるが、今回の行政監査の結果によると、準公金の取扱手続と特定団体の会計処理との関係が十分に整理されているとはいえず、担当職員に混乱が生じているように思われる。

したがって、本監査の結果を踏まえて、準公金規程の見直しが求められよう。

なお、準公金規程は「市長訓令」の形式で制定されているが、市長訓令は、行政委員会及び議会には、その効力が直接的に及ばないと考えられる。また、準公金に関するルールは、市に属しない金銭について市職員が公務中に取扱うことに鑑みると、自治法に基づく「条例」（第14条第1項）又は「規則」（第15条第1項）の形式による方法が適切といえよう。

本行政監査の成果が、特定団体の事務の適正化、効率化及び透明化につながることを期待する。

資料 1 第 1 回調査団体名一覧

所管部局 ※	所管課 ※	団体名称	No.
総合政策部	秘書広報課	三水会	1
	国スポ・障スポ推進課	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都 城市準備委員会	2
総務部	総務課	都城市役所職員交通安全会	3
	危機管理課	宮崎県防衛協会都城市支部	4
地域振興部	地域振興課	都城市民俗芸能保存連合会	5
	市民課	都城地区戸籍住民基本台帳事務協議会	6
	山之口総合支所地域生活課	山之口地区スポーツ協会	7
		都城市スポーツ少年団山之口支部	8
		山之口地区はたちの集い実行委員会	9
		都城市山之口地区自治公民館連絡協議会	10
		生きがいふれあいフェスタ「山之口」実行委員会	11
		都城市山之口地区青少年育成協議会	12
	高城総合支所地域生活課	高城地区はたちの集い実行委員会	13
		高城地区スポーツ協会	14
		都城市スポーツ少年団高城支部	15
		高城地区自治公民館連絡協議会	16
	高城総合支所産業建設課	都城市認定農業者等協議会高城支部	17
	山田総合支所地域生活課	山田地区体育協会	18
		スポーツ少年団山田支部	19
		かかし村まつり実行委員会	20
		山田地区自治公民館連絡協議会	21
		山田地区はたちの集い実行委員会	22
	山田総合支所産業建設課	都城市認定農業者等協議会山田支部	23
	高崎総合支所地域生活課	高崎地区自治公民館連絡協議会	24
		高崎地区社会教育関係団体等連絡協議会	25
		高崎地区体育協会	26
		都城市スポーツ少年団高崎支部	27
		高崎地区青少年育成協議会	28
		高崎地区はたちの集い実行委員会	29
	高崎総合支所産業建設課	高崎町女性フォーラム実行委員会	30
	志和池地区市民センター	志和池地区忠霊碑奉賛会	31
	庄内地区市民センター	庄内地区忠霊碑奉賛会	32
	西岳地区市民センター	西岳地区忠霊塔奉賛会	33
	中郷地区市民センター	中郷地区忠霊塔奉賛会	34

※ 「所管部局」及び「所管課」は令和6年4月1日現在の名称による。

所管部局	所管課	団体名称	No.
環境森林部	環境政策課	都城盆地地下水保全対策連絡協議会	35
		都城市斎場周辺環境整備推進協議会	36
		都城市環境まつり実行委員会	37
	森林保全課	都城市みどり推進会議	38
		都城市鳥獣被害防止対策協議会	39
		都城市有害鳥獣駆除対策協議会	40
	環境業務課	都城北諸県地区4R推進協議会	41
	環境施設課	都城市高崎一般廃棄物最終処分場地元協議会	42
福祉部	福祉課	都城市特別攻撃隊戦没者奉賛会	43
		都城忠霊碑奉賛会	44
健康部	健康課	都城市食生活改善推進員連絡協議会	45
		都城圏域救急医療広域連携連絡協議会	46
農政部	農政課	都城市認定農業者等協議会	47
		都城市認定農業者等協議会都城支部	48
		都城地域担い手育成総合支援協議会	49
		都城市SAP会議	50
		21世紀を担う農村女性の集い	51
		都城市農事振興会連絡協議会	52
	農産園芸課	都城市農業再生協議会	53
		都城市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会	54
		都城市花き振興会	55
		都城市果樹振興会	56
		都城茶振興会	57
		都城省エネルギー施設園芸推進組合	58
		都城市環境保全型農業推進協議会	59
		都城盆地畜産用水利用管理協議会	60
	畜産課	都城・北諸県地区養豚クラスター協議会	61
		都城・北諸県地区肉用鶏クラスター協議会	62
商工部	企業立地課	都城市企業立地推進ネットワーク会議	63
観光スポーツ PR部	みやこんじょPR課	はばたけ都城六次産業化推進協議会	64
	スポーツ政策課	都城市スポーツ少年団	65
	スポーツ政策課	都城市スポーツ推進委員協議会	66

所管部局	所管課	団体名称	No.
土木部	都市計画課	都城志布志道路建設促進協議会	67
		国道222号牛ノ峠バイパス建設促進協議会	68
教育委員会	学校教育課	都城市学校保健会	69
	生涯学習課	姫城地区はたちの集い実行委員会	70
		小松原地区はたちの集い実行委員会	71
		妻ヶ丘地区はたちの集い実行委員会	72
		祝吉地区はたちの集い実行委員会	73
		五十市地区はたちの集い実行委員会	74
		横市地区はたちの集い実行委員会	75
		沖水地区はたちの集い実行委員会	76
		志和池地区はたちの集い実行委員会	77
		庄内地区はたちの集い実行委員会	78
		西岳地区はたちの集い実行委員会	79
		中郷地区はたちの集い実行委員会	80
	美術館	都城市立美術館特別展実行委員会	81
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	都城市明るい選挙推進協議会	82
		宮崎県市町村選挙管理委員会連合会都城北諸県支会	83
消防局	総務課	宮崎県消防協会都城支部	84
		都城地区幼年少年防火委員会	85
	警防救急課	都城地区メディカルコントロール協議会	86

資料２ 第２回調査団体名一覧

所管部局 ※	所管課 ※	団体名称	No.
総合政策部	秘書広報課	三水会	1
	国スポ・障スポ推進課	第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都 城市準備委員会	2
総務部	総務課	都城市役所職員交通安全会	3
	危機管理課	宮崎県防衛協会都城市支部	4
地域振興部	地域振興課	都城市民俗芸能保存連合会	5
	市民課	都城地区戸籍住民基本台帳事務協議会	6
	山之口総合支所地域生活課	山之口地区スポーツ協会	7
		都城市スポーツ少年団山之口支部	8
		山之口地区はたちの集い実行委員会	9
		都城市山之口地区自治公民館連絡協議会	10
		生きがいふれあいフェスタ「山之口」実行委員会	11
		都城市山之口地区青少年育成協議会	12
	高城総合支所地域生活課	高城地区はたちの集い実行委員会	13
	高城総合支所産業建設課	都城市認定農業者等協議会高城支部	14
	山田総合支所地域生活課	山田地区体育協会	15
		スポーツ少年団山田支部	16
		かかし村まつり実行委員会	17
		山田地区自治公民館連絡協議会	18
		山田地区はたちの集い実行委員会	19
	山田総合支所産業建設課	都城市認定農業者等協議会山田支部	20
	高崎総合支所地域生活課	高崎地区社会教育関係団体等連絡協議会	21
	高崎総合支所産業建設課	高崎町女性フォーラム実行委員会	22
	志和池地区市民センター	志和池地区忠霊碑奉賛会	23
	庄内地区市民センター	庄内地区忠霊碑奉賛会	24
	西岳地区市民センター	西岳地区忠霊塔奉賛会	25
	中郷地区市民センター	中郷地区忠霊塔奉賛会	26
環境森林部	環境政策課	都城盆地地下水保全対策連絡協議会	27
		都城市斎場周辺環境整備推進協議会	28
		都城市環境まつり実行委員会	29
	森林保全課	都城市みどり推進会議	30
		都城市鳥獣被害防止対策協議会	31
		都城市有害鳥獣駆除対策協議会	32
	環境業務課	都城北諸県地区4R推進協議会	33
福祉部	福祉課	都城市特別攻撃隊戦没者奉賛会	34
		都城忠霊碑奉賛会	35
健康部	健康課	都城圏域救急医療広域連携連絡協議会	36

※ 「所管部局」及び「所管課」は令和6年4月1日現在の名称による。

所管部局 ※	所管課 ※	団体名称	No.
農政部	農政課	都城市認定農業者等協議会	37
		都城市認定農業者等協議会 都城支部	38
		都城地域担い手育成総合支援協議会	39
		都城市SAP会議	40
		21世紀を担う農村女性の集い	41
	農産園芸課	都城市農業再生協議会	42
		都城市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会	43
		都城市花き振興会	44
		都城市果樹振興会	45
		都城茶振興会	46
		都城省エネルギー施設園芸推進組合	47
		都城市環境保全型農業推進協議会	48
		都城盆地畜産用水利用管理協議会	49
	畜産課	都城・北諸県地区養豚クラスター協議会	50
		都城・北諸県地区肉用鶏クラスター協議会	51
観光スポーツ PR部	スポーツ政策課	都城市スポーツ少年団	52
		都城市スポーツ推進委員協議会	53
	みやこんじょPR課	はばたけ都城六次産業化推進協議会	54
土木部	都市計画課	都城志布志道路建設促進協議会	55
		国道222号牛ノ峠バイパス建設促進協議会	56
教育委員会	学校教育課	都城市学校保健会	57
	生涯学習課	姫城地区はたちの集い実行委員会	58
		小松原地区はたちの集い実行委員会	59
		妻ヶ丘地区はたちの集い実行委員会	60
		祝吉地区はたちの集い実行委員会	61
		五十市地区はたちの集い実行委員会	62
		横市地区はたちの集い実行委員会	63
		沖水地区はたちの集い実行委員会	64
		志和池地区はたちの集い実行委員会	65
		庄内地区はたちの集い実行委員会	66
		西岳地区はたちの集い実行委員会	67
		中郷地区はたちの集い実行委員会	68
	美術館	都城市立美術館特別展実行委員会	69
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	都城市明るい選挙推進協議会	70
		宮崎県市町村選挙管理委員会連合会都城北諸県支会	71
消防局	消防局総務課	宮崎県消防協会都城支部	72
		都城地区幼年少年防火委員会	73

資料3 アンケート調査項目

【調査方法】

令和5年度における特定団体の事務を対象とし、以下の事項について、調査票（Excel）での回答を求めた。

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等
基本情報	所管課名、課コード等	課（室）等名、課コード等を入力
問1	令和5年度において、市が協議会、協会、実行委員会等の事務局となり、市職員がその事務を行っている団体	ア ある イ ない → 本調査は終了です。
問2	団体名称	対象となる団体名を記入
問3	法律、条例等に基づき設置された機関・団体に該当するか	ア する イ しない → 問4へ
問3-2	問3で「ア する」を選択した場合、その法律、条例等の名称	法律、条例等の名称を記入 → 本調査は終了です。
問4	市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的に、市の要綱等に基づき設置された機関・団体に該当するか	ア する イ しない → 問5へ
問4-2	問4で「ア する」を選択した場合、その要綱等の名称	要綱等の名称を記入 → 本調査は終了です。
問5	地方公共団体等で構成される団体で、持ち回りにより当番市等に事務局が置かれるものに該当する	ア する イ しない
問6	団体の定款・会則・規約等（以下、「定款等」という。）の有無	ア ある → データを提出ください。 イ ない
問7	団体の事務処理に関する規程	ア ある → データを提出ください。 イ ない
問8	団体の会計に関する規程	ア ある → データを提出ください。 イ ない
問9	団体の法人格の有無	ア ある イ ない
問10	団体の住所	ア 市庁舎 イ 市庁舎以外
問11	団体の定款等に記載されている団体の設立目的（複数選択可）	ア イベント事業 イ 地域・住民等との連絡・調整・連携事業 ウ 自治体間の連絡・調整・連携事業 エ 調査・研究・研修事業 オ 普及、啓発、推進事業 カ その他（ ） → 問11-2に具体的に入力ください。
問12	団体の設立年（西暦）	西暦で半角数字4桁で直接入力。（不明な場合は「9999」を入力ください。）

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等
問13	団体の構成	ア 本市及び国・県・他市町村（公共団体） イ 本市及び公共団体以外 ウ 本市、国・県・他市町村（公共団体）及び公共団体以外 エ 本市以外の団体のみ オ 本市のみ
問14	団体の代表者	ア 市職員（特別職） イ 市職員（一般職） ウ 市職員以外
問15	団体の定款等に記載されている事務所の設置場所	ア 市庁舎 イ 市庁舎以外 ウ 定款等に記載なし
問16	市が事務局となった年（西暦）	西暦で半角数字4桁で直接入力。（不明な場合は「9999」を入力ください。）
問17	団体の事務（局）長（事務局の代表者）	ア 市職員 イ 市職員以外
問18	事務局の市職員数（事務（局）長を除く。）	半角数字で直接入力
問19	事務局の市職員以外数（事務（局）長を除く。）	半角数字で直接入力
問20	市職員の事務従事内容（複数選択可）	ア 事業実施 イ 活動支援 ウ 会計事務 エ 会議等運営 オ 補助金等交付申請事務 カ その他（ ） → 問20-2に具体的に入力ください。
問21	市職員が団体事務に従事する根拠	ア 行政組織規則第7条分掌事務で市の業務に位置づけ イ 行政組織規則第27条（事務分担）で市の業務に位置づけ ウ 業務命令 エ 根拠等はなく慣例 オ その他（ ） → 問21-2に具体的に入力ください。
問22	市職員の団体役員等への職位別就任状況（複数選択可）	ア 市長 イ 副市長 ウ 部長級 エ 課長級 オ その他職員 カ なし
問23	市職員の団体事務への年間延べ従事時間数	半角数字で直接入力（時間単位）
問24	市が団体の事務局となり、市職員がその事務を行っている理由（複数選択可）	ア 行政活動に密接に関係しているため イ 関係団体を先導する立場にあるため ウ 団体の会長市であるため エ 団体からの要請 オ 他に委ねられる機関がないため カ その他（ ） → 問24-2に具体的に入力ください。

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等
問25	今後も引き続き市が団体の事務局となり、市職員がその事務を担うことの必要性	ア 当然、本市が担うべきである イ 本市が担うことが望ましい ウ 本市が担うのは止むを得ない エ 団体に委ねるべき オ 本市でも団体でもどちらでもよい カ その他（ ） → 問25-2に具体的に入力ください。
問26	団体への関与の見直し	ア 事務局機能の移管を予定 イ 事務局機能の移管を検討中 ウ 事務局機能の移管は可能だが現状維持 エ 事務局機能の移管は困難 オ 事務局機能の移管の予定はなし カ その他（ ） → 問26-2に具体的に入力ください。
問27	令和4年度 市から団体に支出された公費の額 補助金	半角数字で直接入力
問28	令和4年度 市から団体に支出された公費の額 交付金	半角数字で直接入力
問29	令和4年度 市から団体に支出された公費の額 負担金	半角数字で直接入力
問30	令和4年度 市から団体に支出された公費の額 委託料	半角数字で直接入力
問31	令和4年度 市から団体に支出された公費の額 その他（補助金、交付金、負担金、委託料以外の合計）	半角数字で直接入力
問32	令和4年度決算額（収入）	半角数字で直接入力 →令和4年度決算書のデータを提出ください。
問33	令和4年度決算額（支出）	半角数字で直接入力
問34	令和4年度決算額（繰越額）	半角数字で直接入力
問35	積立金（令和4年度末残高）	半角数字で直接入力
問36	市役所に保管している団体備品の有無	ア ある イ ない →問36-2及び問36-3回答不要
問36-2	市役所に保管している団体備品の台帳の有無	ア ある イ ない
問36-3	市役所に保管している団体備品と市備品との区分の有無	ア ある イ ない

※問37以降については、問20「市職員の事務従事内容」で「ウ 会計事務」を選択した場合のみお答えください。

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等
問37	会計事務に従事する職員が交代した際の業務引継書の作成状況	ア ある イ ない
問38	決算報告書の作成状況	ア 市職員が作成している イ 団体職員が作成している ウ 作成していない
問39	課内における決算報告書等の点検の有無	ア ある イ ない
問40	通帳の有無	ア ある イ ない →問41へ
問40-2	通帳の管理状況 名義人	ア 団体の代表者（市職員） イ 団体の代表者（市職員以外） ウ 事務局長（市職員） エ 事務局長（市職員以外） オ その他（ ） → 問40-2-1に具体的に入力ください。
問40-3	通帳の管理状況 管理者	ア 市職員（正職員） イ 市職員（会計年度任用職員） ウ 団体職員
問40-4	通帳の管理状況 保管場所（業務時間中）	ア 机の引き出しに保管 イ 課内キャビネットに保管 ウ 手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管 エ 手提げ金庫に入れ、課内キャビネットに保管 オ 課内金庫で保管 カ 団体が保管 →問40-5へ キ 会計課等金庫 →問40-5へ ク その他（ ） → 問40-4-1に具体的に入力ください。
問40-4-2	施錠をしているか（業務時間中）	ア している イ していない
問40-5	通帳の管理状況 保管場所（業務時間外）	ア 机の引き出しに保管 イ 課内キャビネットに保管 ウ 手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管 エ 手提げ金庫に入れ、課内キャビネットに保管 オ 課内金庫で保管 カ 団体が保管 →問40-6へ キ 会計課等金庫 →問40-6へ ク その他（ ） → 問40-5-1に具体的に入力ください。
問40-5-2	施錠をしているか（業務時間外）	ア している イ していない

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等
問40 -6	通帳の管理状況 銀行届出印 保管者	ア 課長級以上 イ 副課長級 ウ 主幹級 エ 副主幹級 オ 主査級以下 カ 会計年度任用職員 キ 団体職員
問40 -7	通帳の管理状況 銀行届出印 保管場所	ア 机の引き出しに保管 イ 課内キャビネットに保管 ウ 手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管 エ 手提げ金庫に入れ、課内キャビネットに保管 オ 課内金庫で保管 カ 団体が保管 →問40-8へ キ 会計課等金庫 →問40-8へ ク その他（ ） → 問40-7-1に具体的に入力ください。
問40 -7-2	施錠をしているか	ア している イ していない
問40 -8	通帳及び銀行届出印の保管場所	ア 同一の場所 イ 別々の場所
問40 -9	キャッシュカードの有無	ア ある イ ない
問41	現金の取扱い	ア ある イ ない →問42へ
問41 -2	現金の取扱者	ア 課長級以上 イ 副課長級 ウ 主幹級 エ 副主幹級 オ 主査級以下 カ 会計年度任用職員 キ 団体職員
問41 -3	現金の保管場所（業務時間中）	ア 机の引き出しに保管 イ 課内キャビネットに保管 ウ 手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管 エ 手提げ金庫に入れ、課内キャビネットに保管 オ 課内金庫で保管 カ 団体が保管 →問41-4へ キ 会計課等金庫 →問41-4へ ク その他（ ） → 問41-3-1に具体的に入力ください。
問41 -3-2	施錠をしているか（業務時間中）	ア している イ していない

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等
問41-4	現金の保管場所（業務時間外）	ア 机の引き出しに保管 イ 課内キャビネットに保管 ウ 手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管 エ 手提げ金庫に入れ、課内キャビネットに保管 オ 課内金庫で保管 カ 団体が保管 →問41-5へ キ 会計課等金庫 →問41-5へ ク その他（ ） → 問41-4-1に具体的に入力ください。
問41-4-2	施錠をしているか（業務時間外）	ア している イ していない
問41-5	現金の保管期間	ア 翌日まで イ 3日未満 ウ 1週間未満 エ 1か月未満 オ 3か月未満 カ 3か月以上
問41-6	現金保管の最多金額（令和5年度中）	ア 1万円未満 イ 1万円以上5万円未満 ウ 5万円以上10万円未満 エ 10万円以上30万円未満 オ 30万円以上
問41-7	現金受払簿の有無	ア ある イ ない
問42	現金以外の金券類	ア ある イ ない →問43へ
問42-2	現金以外の金券類 種類（複数選択可）	ア 郵便切手 イ 収入印紙 ウ 商品券 エ その他（ ） → 42-2-1に具体的に入力ください。
問42-3	現金以外の金券類の保管場所（業務時間中）	ア 机の引き出しに保管 イ 課内キャビネットに保管 ウ 手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管 エ 手提げ金庫に入れ、課内キャビネットに保管 オ 課内金庫で保管 カ 団体が保管 →問42-4へ キ 会計課等金庫 →問42-4へ ク その他（ ） → 問42-3-1に具体的に入力ください。
問42-3-2	施錠をしているか（業務時間中）	ア している イ していない

番号	質 問 事 項	選 択 肢 等
問42-4	現金以外の金券類の保管場所 (業務時間外)	ア 机の引き出しに保管 イ 課内キャビネットに保管 ウ 手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管 エ 手提げ金庫に入れ、課内キャビネットに保管 オ 課内金庫で保管 カ 団体が保管 →問43へ キ 会計課等金庫 →問43へ ク その他 () → 問42-4-1に具体的に入力ください。
問42-4-2	施錠をしているか(業務時間外)	ア している イ していない
問43	インターネットバンキングの利用	ア ある イ ない